4　この規約において「かやく」とは、ねぎ、メンマ等の野菜加工品、もち等の穀類加工品、油揚げ等の豆類の調整品、チャーシュー等の畜産加工食品、わかめ、つみれ等の水産加工食品、てんぷら等、めん及び添付調味料以外のものをいう。			
5　（略）	2　（略）		
6　（略）	3　（略）		
（必要表示事項）	（必要表示事項）		
第３条　事業者は、即席めんの容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。	**第３条**　事業者は、即席めんの容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに表示しなければならない。		
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）		
⑶　添加物			
⑷　（略）	⑶　（略）		
⑸　（略）	⑷　（略）		
⑹　（略）	⑸　（略）		
	⑹　調理方法		
⑺　（略）	⑺　（略）		
⑻　栄養成分の量及び熱量			
⑼　（略）	⑻　（略）		
⑽　（略）	⑼　（略）		
⑾　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称			
⑿　調理方法			
	⑽　栄養成分		
2　（略）	2　（略）		
3　次に掲げる事項の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。	3　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。		
⑴　アレルゲン			
⑵　Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨			
（特定事項の表示基準）	（特定事項の表示基準）		
第４条　事業者は、即席めんについて、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。	**第４条**　事業者は、即席めんについて、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。	⑴　めんに使用する特定の原材料を商品名として表示する場合又はめんに使用する原材料のうち特定の原材料を使用している旨	⑴　めんに使用する特定の原材料を商品名として表示する場合又はめんに使用する原材料のうち特定の原材料を使用している旨を表示する場合は次によることとする。 ア　そば、卵、山芋その他施行規則で定める原材料を表示する場合は、それぞれ施行規則に定めるところによる。 ただし、即席めんの商品名に「焼きそば」又はこれに類似する名称を使用する場合はこの限りでない。 イ　アに規定する原材料以外の原材料について表示する場合は、具体的根拠に基づいて表示することとする。
		⑵　商品名に特定の地域名を表示する等特定の地域名、地域的特徴を意味する事項	⑵　商品名に特定の地域名を表示する等特定の地域名、地域的特徴を意味する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによる。
			⑶　特定の栄養成分について、含有量が多いこと又は少ないこと、他の食品と比べて含有量が多いこと又は少ないこと等と栄養成分の含有量について強調して表示する場合は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準により表示することとする。
		⑶　即席めんのかやくのうち特定のものを特に強調する表示	⑷　即席めんのかやくのうち特定のものを強調して表示する場合は、施行規則に定めるところによる。
		⑷　調理済みの状態を示す写真等の絵表示	⑸　調理済みの状態を示す写真等の絵表示をする場合は、実際の内容物と同一のものを使用したものとする。ただし、袋入りめん（軟包装の袋に入った即席めんであって、鍋等に移し替えた上加熱して調理するもの）については、施行規則に定めるところによる。
		⑸　即席めんのめんの量が多い旨を強調する表示	⑹　即席めんのめんの量が多い旨を強調して表示する場合は、施行規則に定めるところによる。